

2023年8月号

ビジネスと人権：「人権×ディスクロージャー」

- I. はじめに
- II. 「ビジネスと人権」に関する開示類型
- III. 「ビジネスと人権」に関する不適切な開示
- IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 御代田 有恒
TEL. 03 6266 8989
aritsune.miyoda@mhm-global.com
弁護士 足立 悠馬
TEL. 03 6266 8997
yuma.adachi@mhm-global.com
弁護士 山下 泰周
TEL. 03 6266 8988
taishu.yamashita@mhm-global.com

I. はじめに

2011年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」といいます。）が策定されて以降、近時、欧米諸国や一部新興国の政府・企業を中心に、日本におけるビジネスと人権に関する取組みが活発になっています。日本政府は、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「日本政府ガイドライン」といいます。）を策定し、2023年4月には、経済産業省が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表しました。

このような状況においては、これまで「ビジネスと人権」の取組みとの関係が意識されることが多くなかった法分野についても、企業に「ビジネスと人権」に関する取組みを踏まえた対応が求められることが増えると思われれます。弊所では、『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）』を実施しており、8月14日に第8回として「人権×ディスクロージャー」と題するウェビナーを配信しております¹。

本ニュースレターでは、「人権×ディスクロージャー」をテーマとして、「ビジネスと人権」に関する各開示類型における記載内容をご紹介したのちに、「ビジネスと人権」に関する不適切な開示について考えられる問題点についてご説明いたします。

なお、「人権×ディスクロージャー」の詳細については、下記の「人権×ディスクロージャー」のウェビナー（以下「本ウェビナー」といいます。）をご参照ください。

[『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）第8回「人権×ディスクロージャー」』](#)

II. 「ビジネスと人権」に関する開示類型

我が国における「ビジネスと人権」に関する開示類型としては、法令や金融商品取引

¹ 人権デュー・ディリジェンスの基礎については、弊所が昨年実施した『2022年人権DD連続ウェビナー』において、詳しく解説しております。こちらも [MHM マイページのアーカイブ](#)からご視聴いただけますので、是非ご参照ください。

所規則による法律・規則等に基づく開示、統合報告書等による任意開示が挙げられます。また、海外においても、「ビジネスと人権」に関する開示を義務付ける法令が多く存在し、近年、特に欧州を中心として大きな動きを見せており、日本企業にもインパクトを与え得る内容となっています。

1. 我が国の法令による開示

金融商品取引法上、有価証券報告書においてサステナビリティ情報の開示が求められており、この点において、「ビジネスと人権」に関する開示を行うことが考えられます。すなわち、2023年1月における企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により、有価証券報告書の提出を要する各企業は、2023年3月31日以後に終了する事業年度から、有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄においてサステナビリティ情報を開示することが必要とされています。

上記サステナビリティ情報の記載欄では、「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」「指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示が求められています。このうち、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業で開示が求められており、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を踏まえて開示を判断することとされています。

また、有価証券報告書以外の公表書類における開示の進展を促す趣旨から、サステナビリティ情報記載欄において、有価証券報告書記載事項を補完する事項については他の公表書類を参照することが出来るとされた点も、上記法改正の特徴といえます。

2. 我が国の金融商品取引所規則による開示

金融商品取引所に株式を上場させている企業は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、「ビジネスと人権」に関する一定の開示を行うことが考えられます。具体的には、補充原則 2-3①において、各企業の取締役会は、人権の尊重を含むサステナビリティをめぐる課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めることが求められております。また、補充原則 3-1③において、各企業はサステナビリティについての取組みを適切に開示することが求められており、当該開示の中で人権分野への取組みを説明することが考えられます。

3. 任意開示（国際的な開示枠組み）

人権尊重を含むサステナビリティに関する任意の開示については、種々の開示基準が策定され、存在しています。これらは、企業価値への影響を重視する開示基準と環境・社会への影響も重視する開示基準の二つに分類することができます。

前者の開示基準については、IFRS サステナビリティ基準等が存在しますが、こうした任意の開示基準は、我が国における法令やコーポレートガバナンス・コードにお

いても同様の要素が採用・参照されているなど、立法への影響も大きいと見られ、動向を注視して前もって対応を図ることが重要といえます。

また、後者の開示基準については、国連指導原則報告フレームワーク等が存在します。かかる基準は、国連のビジネスと人権に関する指導原則に即した開示を行うためのフレームワークを提供しているため、人権に特に着目した開示を行う際には上記基準を参考にすることも考えられます。

4. 主な海外法令による開示

海外においても、「ビジネスと人権」に関する開示を義務付ける法令が多く存在します。例えば、米国（カリフォルニア州）のカリフォルニア州サプライチェーン透明法や英国の現代奴隷法等が存在し、近時ではカナダでも現代奴隷法制定の動きがあります。このような開示に関する海外法令の中でも、EU の CSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive；企業持続可能性開示指令）と CSDDD（Directive on corporate sustainability due diligence；コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンスに関する指令案）が特に大きな動きを見せており、日本企業にもインパクトを与え得るものになります。

EU の CSRD は、サステナビリティ情報（社会、雇用関係、人権の尊重に係る情報を含む）の開示を義務付ける指令になります。CSRD は、2023 年 1 月 5 日に発効しており、2024 年 7 月 6 日までに EU 加盟国において国内法制化する予定です。CSRD の対象企業は以下のとおりです。

EU 域内企業	非上場の企業を含む全ての大企業（総資産 2,000 万ユーロ超、売上 4,000 万ユーロ超、従業員 250 名超）と、全ての上場企業（但し、零細企業を除く）
EU 域外企業 （日本企業含む）	EU 域内での年間純売上高が過去 2 会計年度連続で 1 億 5,000 万ユーロ超であり、以下のいずれかを満たす EU 域外の企業 ①EU 子会社が企業又は上場企業である場合 ②EU 支店の EU 域内での売上が 4,000 万ユーロ超である場合

なお、CSRD の詳細な開示内容は、ESRS（European Sustainability Reporting Standards；欧州サステナビリティ報告基準）において定められることとなります。ESRS は、2023 年 7 月 31 日に欧州委員会において採択されており、今後は、欧州連合理事会及び欧州議会における審議プロセスを経る必要があります。

EU の CSDDD は、対象企業にデュー・ディリジェンスの実施、人権・環境への負の影響の特定・防止・停止やその開示等を義務付ける指令になります。CSDDD は、2023 年 6 月 1 日に欧州議会にて採択されており、今後は欧州連合理事会及び欧州委員会における審議プロセスを経ることとなります。CSDDD の対象企業は以下のとおり

りです。

EU 域内企業	①従業員数が 500 人以上で、全世界売上高が 1 億 5,000 万ユーロ超の親会社 ②従業員数が 250 人以上で、全世界売上高が 4,000 万ユーロの企業
EU 域外企業 (日本企業含む)	①従業員数が 500 人以上で、EU 域内の売上高が 4,000 万ユーロ超であり、かつ、全世界売上高が 1 億 5,000 万ユーロ超の親会社 ②EU 域内の売上高が 4,000 万ユーロ超であり、かつ、全世界売上高が 1 億 5,000 万ユーロ超の企業

Ⅲ. 「ビジネスと人権」に関する不適切な開示

「ビジネスと人権」に関する不適切な開示によって生じる問題としては、法的問題であれば、金融商品取引法上の虚偽開示（法定開示書類の場合）や公表措置その他の実効性確保措置（金融商品取引所規則による開示書類の場合）が挙げられます。また、投資家によるダイベストメント・投資禁止リストへの追加・公表、株価の下落といった財務的問題やレピュテーションの問題も想定されます。

「ビジネスと人権」に関する開示においては、当然ながら虚偽記載は厳禁ですが、不正確な記載や誤解を招く記載も避ける必要があります。また、不適切な開示の指摘があった場合には、適切かつ迅速な対応が求められます。

Ⅳ. おわりに

今後も「ビジネスと人権」に関する開示は増加すると思われます。「ビジネスと人権」に関する不適切な開示は、ステークホルダーの信頼を損なう行為であり、加えて、法令違反・レピュテーション・財務上の問題も生じるものです。「ビジネスと人権」に関する開示については、これらの点への留意と法令等の動向への注視が求められます。

セミナー情報

- セミナー [『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）
第8回「人権×ディスクロージャー」』](#)

視聴期間 2023年8月14日（月）～2023年10月31日（火）
講師 MHM「ビジネスと人権」プラクティスチーム
講義時間 約30分程度

No.	テーマ（予定）
1.	人権×危機管理
2.	人権×独禁法：公正取引委員会グリーンガイドランスからの示唆
3.	人権×不動産
4.	人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理と人権
5.	人権×訴訟
6.	人権×株主アクティビズム
7.	人権×ファイナンス
8.	人権×ディスクロージャー
9.	人権×M&A①：責任ある撤退、M&Aにおける“強化された人権DD”
10.	人権×M&A②：M&A DDにおける人権の観点

- セミナー 『企業における公務員との関わり方とコンプライアンス～「渡す」・
「受けとる」の勘所～』

開催日時 2023年10月4日（水）14:00～16:00
講師 今泉 憲人
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『不正・不祥事発覚時の初動対応～監査役等として押さえておくべき
スキル・知識～』

開催日時 2023年10月23日（月）13:00～16:30
講師 山内 洋嗣
主催 公益社団法人 日本監査役協会

文献情報

- 論文 「The International Investigations Review 13th Edition - Japan Chapter」
掲載誌 The International Investigations Review 13th Edition
著者 藤津 康彦

- 論文 「人権 DD の法務対応の勘所」
掲載誌 経営法友会レポート No.594
著者 梅津 英明

- 論文 「〈金融商事の目〉サプライチェーンの“上流”から“下流”へと広がる人権の取り組み」
掲載誌 金融・商事判例 No.1672
著者 梅津 英明